

## 千葉県口腔保健支援センター設置運営要綱

## (目的)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第15条に規定する機関として位置づけるとともに、千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例（平成22年千葉県条例第24号）第9条による千葉県歯・口腔保健計画を推進するために、千葉県口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

## (実施主体)

第2条 支援センターの実施主体は、千葉県とする。

## (設置)

第3条 支援センターは、千葉県健康福祉部健康づくり支援課に設置する。

## (業務内容)

第4条 支援センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に係る業務運営を行う。

- (1) 歯科口腔保健に関する情報提供
- (2) 歯科口腔保健の従事者等に対する研修の実施
- (3) その他歯科口腔保健の推進・支援に関する業務

## (組織)

第5条 支援センターにセンター長、副センター長、歯科医師、歯科衛生士を置く。

- 2 センター長は、千葉県健康福祉部健康づくり支援課長とし、支援センターを代表し、その事務を統括する。
- 3 副センター長は、千葉県健康福祉部健康づくり支援課副課長とし、センター長を補佐し、センター長が不在のときは、その職務を代理する。

## (協議・検討組織)

第6条 支援センターにおいては、地域の保健、医療、介護、福祉等の関係者により構成される協議・検討組織を設置し、第4条に掲げる事項に取り組むものとする。

- 2 前項に定める協議・検討組織として、千葉県歯・口腔保健審議会専門部会を充てる。

## (事務局)

第7条 支援センターの事務を処理するため、千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に事務局を置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。